毎月２回発行　VOL.744　2021 年　８月 15 日発行

全肢連情報
ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行
一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
〒170－0013
東京都豊島区東池袋１丁目３６番７号
アルテール池袋７０９号
□Publisher　ZENSHIREN
TEL：03－3971－3666
FAX：03－3971－6079
E-mail：web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「撥(ひびき)」でもご覧になれます。URL：http://www.zenshiren.or.jp

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を Facebook https://www.facebook.com/ZENSHIREN

新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する知識～厚生労働省

2021 年 8 月、新型コロナウイルス感染症に関する現在の状況とこれまでに得られた科学的知見について、新たにとりまとめた。新型コロナウイルス感染症の発生をさらに抑えるためには、１人ひとりが最新の知識を身につけて正しく対策を行ってくことが何よりも重要である。

Q 日本では、これまでにどれくらいの人が新型コロナウイルス感染症と診断されているか。

A これまでに 922,312 人が新型コロナウイルス感染症と診断されており、これは全人口の約 0.7%に相当する。国内の発生状況などに関する最新の情報は、以下の通りである。
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html

※感染していても症状が現れず医療機関を受診しない人がいるため、必ずしも感染した人すべてを表す人数ではない。
※人数は 2021 年８月１日０時時点

Q 新型コロナウイルス感染症はどのようにして治療するのか。

A 軽症の場合は経過観察のみで自然に軽快することが多く、必要な場合に解熱薬などの対症療法を行います。呼吸不全を伴う場合には、酸素投与や抗ウイルス薬、ステロイド薬（炎症を抑える薬）、免疫調整薬、中和抗体薬※の投与を行い、改善しない場合には人工呼吸器等による集中治療を行うことがある。こうした治療法の確立もあり、新型コロナウイルス感染症で入院した方が死亡する割合は低くなっている。発熱や咳などの症状が出たら、まずは身近な医療機関に相談してください。

※国内で承認を受けている治療薬として、レムデシビル、デキサメタゾン、バリシチニブ、ロナプリーブ（2021 年７月 19 日新たに特例承認）がある。（2021 年８月２日時点）

Q 新型コロナウイルスの変異について

A 一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約 2 週間で一か所程度の速度で変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。日本では、B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）への置き換わりが進んでおり、スクリーニング検査での陽性率（機械的な試算）は、全国的には約 45%となっている。

Q 現在、日本で接種できる新型コロナワクチンはどのようなワクチンか。どのように接種は進むか。

A

〇ワクチンの特徴について

８月１日現在、国内では、ファイザー社製とモデルナ社製の２つのワクチンが接種されている。メッセンジャーRNA ワクチンという種類のワクチンで、ファイザー社製は３週間、モデルナ社製は４週間の間隔で 2 回接種します。なお、新たにアストラゼネカ社製のワクチン（ウイルスベクターワクチン。４～12 週間の間隔で２回接種。）も接種可能なワクチンとして加わることが決まった。

〇ワクチンの有効性について

新型コロナウイルス感染症を予防する効果がある。接種を受けた人が受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した（熱が出たり、せきが出たりすること）人が少ないということがわかっている。（発症予防効果は約 70 ～95%と報告されている。）また、感染を予防する効果についても、それを示唆する研究結果が蓄積されつつある。

〇ワクチンの安全性について

接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛などが接種した人の 50%以上、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱などが 10%以上に見られると報告されている。こうした症状の大部分は数日以内に回復している。また、接種後にアナフィラキシー（急性のアレルギー反応）が発生したことが報告されている。もしアナフィラキシーが起こっても、すぐに対応が可能なよう、予防接種の接種会場や医療機関では、医薬品などの準備をしている。

〇今後の接種の進め方について

接種を行う期間は、令和３年２月 17 日から令和４年２月末までの予定である。医療従事者等と高齢者に続き、基礎 疾患を有する方、一般の方への接種を進めている。自衛隊や自治体における大規模接種会場等での接種や、企業や大学等の職業単位での接種を可能とするなど、接種の加速化を図っている。これからもワクチンの供給や接種が進んでいるので、お待ちいただいている方も、今後、順次接種することができる。

詳細は、厚生労働省ホームページを参照下さい。
https://www.mhlw.go.jp/content/000788485.pdf

ケアプラン検証　新たな対象基準を示す　　～厚生労働省

厚生労働省は 10 月から、訪問介護のうち生活援助（掃除や洗濯など）の利用が多いケアプランの検証対象を見直す。「区分支給限度基準額（要支援、要介護ごとの介護サービスの限度額）に占めるサービス費の総額が７割以上」かつ「そのサービス費の総額に占める訪問介護が６割以上」の場合とし、居宅介護支援事業所ごとに判断する。８月 18 日までパブリックコメントを実施した後、告示を公布する。

ケアプラン検証の仕組みは、利用者の自立支援や重度化防止を推進するため、2018 年 10 月に設けられた。ケアマネージャーが生活援助の利用の多いケアプランを市町村に届け出て、市町村が地域ケア会議などで内容を検証して、不適切な場合はサービスの是正を促す。

現行の対象は、生活援助の利用が通常と著しく異なるものとして「全国平均利用回数＋2 標準偏差」を超える場合としているが、2021 年度介護報酬改定の議論で、より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげる趣旨で仕組みを見直すとされていた。

厚労省は７月 28 日に開いた社会保障審議会介護給付費分科会で見直し内容を説明。「見直しの趣旨や訪問介護の利用制限につながらない仕組みであることをきちんと周知する」とした。また、該当する居宅介護支援事業所は 3%程度の見込みで「該当したケアプランが悪いということでは全くない」理解を促した。

それに対し、認知症の人と家族の会理事の鎌田松代委員は「訪問介護の利用制限につながらない仕組みとされているが、利用者、家族はサービス利用は締め付けられているように感じている問題がある。そのあたりについて工夫を凝らした啓発、周知をお願いしたい」と要望した。

詳細は厚生労働省 社会保障審議会（介護給費分科会）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20080.html

「移動」を個別給付に　社会保障審議会　　～厚生労働省

障害者総合支援法の見直しを進めている厚生労働省の社会保障審議会障害者部会は７月 16 日、同法に基づく「地域生活支援事業」について議論した。厚労省は障害者の居場所づくりや社会参加支援をてこ入れしたい考え。これに対し、委員会からは同事業のうち市町村が行う「移動支援」を個別給付に移すよう求める意見が上がった。

移動支援をめぐっては、これまでも繰り返し同様の意見が上がっていて、政府が提唱する「地域共生社会」を進める上でも市町村事業の整理は必至。同部会は年内に報告書をまとめる予定だ。

障害者の移動を支えるサービスは全国一律の基準で利用者個人に給付される「居宅介護」などがある。国の負担は義務的経費。個別給付と呼ばれ、利用者の受給権が明確だ。しかし、移動そのものの支援というよりは通院時の付き添いや介助などが主な目的だ。

これに対し、市町村事業の「移動支援」は市町村の判断でサービスの利用目的や条件を決められる。車両での集団移送もできる。国の負担は裁量的経費で利用者の受給権は明確ではない。市町村の９割超が実施しているが、支出費などにバラツキがある。こうした実情を踏まえ、日本知的障害者福祉協会は市町村事業の移動支援を「社会参加を推進するコミュニケーシ

ョン支援の側面が強い」として個別給付にするよう主張。全国手をつなぐ育成会連合会も「明らかに個別給付的だ」と要望した。

政府が提唱する「地域共生社会」は困りごとを抱えた人や家庭が孤立しないよう、住民の交流や助け合い活動を活性化することが大きな狙い。障害者が社会参加する上で、移動手段を持つことも大きな課題とされる。

そのため、取り組みに格差のある市町村事業ではなく、全国どこでも同じようなニーズがあるものは個別給付にすべきという考え方が強まっている。一方、通学なら教育行政、通勤なら労働行政のテーマだとの見方もあり、移動支援の位置付けは難航してきた。

詳細は７月 16 日開催「第 114 回社会保障審議会障害者部会」
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428_00037.html

過齢児、施設任せを脱却「移行は都道府県の責任」～厚生労働省

厚生労働省は７月 28 日、福祉型障害児入所施設で 18 歳を過ぎても暮らす過齢児の移行調整について、都道府県を責任主体とする方針を示した。施設任せになっている現状を改め、都道府県が移行先となる市町村など関係機関と協議する場を設ける。現在の過齢児に適用するみなし規定（特例）は 2023 年度まで２年延ばす。

施設入所中にグループホーム（GH）を体験利用する際の支給決定は、現在は市町村が行っているが、今後は都道府県ができるよう改める。相談支援事業所が入所児の退所後を見据えて関与する仕組みも設ける。

これらを通じて移行先を探しても見つからない人には、「協議の場」判断を経て 22 歳まで入所継続できる仕組みを設ける。

自治体担当者を集めた非公開の実務者会議の検討結果として、同日の社会保障審議会障害者部会に報告した。同部会の委員の多くは賛同した。

しかし、「協議の場」を法律に位置付けるかは不明。受け皿となる成人の入所施設や GH を増やすための方策も見当たらず、問題解決の実効性は未知数だ。同部会は障害者総合支援法の改定に向け、年内に報告書を作る。現在、福祉型障害児入所施設に入所する際は児童相談所が関与するが、退所後の障害福祉サービスの利用は市町村が権限を持つ。施設に入るときと出るときの行政機関が異なる。

退所後の生活環境を整える責任の所在はあいまいで、実際には施設側が負っている。虐待を受けた人、自傷行為など強度行動障害のある人は移行先を見つけにくい。過齢児の数は地域差も大きく、全国的に関心の高いテーマとは言えない。

日本知的障害者福祉協会の井上博会長は同日の部会で「過齢児の問題は障害福祉全体の問題が集約されている」とし、支援にあたる人材の育成や、経営者の意識改革が焦点だと指摘した。

知的障害児や盲児、ろう児らが暮らす福祉型障害児入所施設（全国 260 カ所）では、18 歳を超えると自宅に戻ったり、成人の入所施設や GH で暮らしたりするのが基本。就労など年齢相応の過ごし方を担保すべきという考えからだ。

しかし、特に都市部では受け皿が不足していることなどから、過齢児に経過的なサービス費を支給する特例の延長が繰り返された。2020 年７月末時点で、移行先の決まっていない人は 446 人に上る。

詳細は７月 28 日開催「第 115 回社会保障審議会障害者部会」
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428_00038.html

【概要】障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議報告書(案)

（令和３年７月）

障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議	
第６回(R3.7.27)	資料１－３

＜検討の経緯＞

○　障害児入所施設(※)は、家庭における養育が困難である障害児に対し、できる限り良好な家庭的環境の中で、発達を支援し育成する役割を有する。（※福祉型の場合、約７割を措置入所が占め、約３割は被虐待児。）

○　一方、障害のある児童も、成長した後は、大人として個を尊重され、日中活動の場の確保等を含め、成人に相応しい環境の中で過ごすことができることが求められる。
　平成24年施行の児童福祉法改正により、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととしたが、**移行調整が十分進まず、多くの18歳以上の者が障害児施設に留まっている状況。**

○　このため、現入所者が移行先が見つからないまま退所させられることがないよう、累次にわたり、障害児入所施設の指定をもって、障害者支援施設の基準を満たすとする「みなし規定」を延長し、経過的な入所を継続。

⇒　児者混在等により、それぞれに相応しい環境（子どもとして安心して過ごせる／成長に相応しい大人として個を尊重される等）が確保されない状況を解決するため、令和３年１月より検討を実施。

＜基本的考え方＞

○　**都道府県(政令市)のもとで、市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所、成人サービス関係者等がそれぞれの役割を果たしながら連携**し、円滑・速やかな移行を図る。

○　その際は、障害のある児童の意思決定を支援し、その選択を最大限に尊重すること、現時点の暮らしの充実が疎かになってはならない点等に留意。

１．都道府県による新たな移行調整の枠組み

○　まず、障害児入所施設(※福祉型･医療型共通)において、すべての入所児童(※15歳以上)の移行支援を開始。

○　**円滑な移行が難しいケースは、都道府県(政令市)が移行調整の責任主体となり、協議の場を設け、関係者の協力のもとで移行調整を進める**。（移行先がある程度決まってきた段階で、移行後に向けて、移行後の支給決定主体(市町村)へ引継ぎ）

7

２．移行先確保・施設整備のあり方

○　本人・保護者の状況等を踏まえ、家庭復帰やグループホーム等の地域への移行を積極的に検討されるべき。
　一方、専門的な手厚い支援が必要な者も多いことから、新たな整備（グループホーム等）の要否・具体的内容について、**15歳以上の移行支援対象者数の中長期的な見通しを考慮しながら、各都道府県等において検討**。

○　個々の施設の状況により、**児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）**や、**児者併設（障害児入所施設を分割し一方を障害者支援施設とする）**も選択肢の一つ。ただし、児者それぞれに相応しい環境や支援・ケアの確保に対する留意や、地域のセーフティネットとしての児の定員のあり方を障害児福祉計画の改定等において改めて検討することが必要。

○　**強度行動障害者のケアのための基盤整備**は、ハード面だけでなくソフト（支援人材の育成）面も重要であり、**令和６年度報酬改定に向けて別途検討**を進める必要。

３．移行支援のための新たな制度

○　15歳頃から、障害児入所施設職員（ソーシャルワーカー等※）が本人の意思決定を支援しつつ、**相談支援事業所**が、**15歳頃（障害児施設入所中）から、成人としての生活への移行･定着までを、一貫して支援することを可能とする仕組み**を設ける必要。

○　また、障害児入所施設の措置・給付決定主体である**都道府県等**が、**移行調整に必要となる相談支援・体験利用（グループホーム等）**について、障害児入所施設の処遇の一環として、**一元的・包括的に決定できる仕組み**が必要。

○　その際、一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くなって強く顕在化し18歳での移行が適切でない場合もあることを踏まえ、都道府県等の協議の場での判断を経て、**22歳満了時まで移行せずに障害児入所施設への入所継続ができるよう制度的対応**を図る必要。

成人としての基準を満たさないまま「みなし規定」により継続する**「経過的サービス費」の支給**は、**未移行者の移行完了に向けた「準備期間」として、令和５年度末までは継続**。
それまでの間に、都道府県等の下で、関係者がそれぞれの役割を果たしながら連携し、移行調整を加速させる。

8

障害のある人もはきやすく「楽粋パンツ」でおしゃれに～京都府

京都府舞鶴市小倉の障害者就労支援施設「ほっこりステーション」が、障害者もはきやすく、おしゃれを楽しめるズボン「楽粋（らくいき）パンツ」の販売を始めた。障害のある人の服のレパートリーを増やそうと、利用者の母親でもある施設長が発案した。

同施設は知的や精神の障害がある 20 代～70 代の男女が通い、行永の工房で着物を使った小物や布製のおもちゃなどの縫製作業に当たってきた。

新型コロナウイルス感染拡大で販売する機会が減る中、収入を増やせる新製品を模索。施設長の橋本伸子さん（54）は、利用者で障害のある 20 代の長男がベルトを止めるのが苦手で、ジャージーをはくことが多いことから、趣が異なるズボン作りに取り組むことにした。

楽粋パンツは腰回りにゴムを使用し、生地は綿を主体としたチノ・クロスや注文によってストレッチ布で仕上げる。色はグリーン、ベージュ、黒など。橋本さんは「かっこよくはいていただけたら」と話す。

価格は 5,500 円で体形にあわせてオーダーメイドで注文に応じる。主に男性を対象した楽粋パンツに加えて、サイズを決めた男女兼用の「遊々パンツ」も販売中。

パソコン特化型、障害者就労支援事業所　～京都府

京都市中京区にて、パソコンに特化した障害者就労支援事業所が新たに開所。「高齢者・障害者向けの介護福祉事業」を運営する合同会社ふくろう（本社：滋賀県大津市、代表者：沢田知也）は、8 月 1 日より、新たに就労継続支援 B 型事業所 Shake Hands・京都大宮（京都市中京区）を設立することとなった。

障害や難病のある方を対象に、軽作業や就労訓練を行うことができるサービス「就労継続支援 B 型」。業務内容はパソコンを使ったデザイン業務を中心に、企業から受けた広告や販促ツールの作成。作業台やオーブンの代わりに事業所に置かれているのは、オフィス家具と最新の PC がズラリ。昔ながらの作業所のイメージはどこにもなく、むしろ IT ベンチャーのような空気を漂わせていた。

業務で使用する PC は Apple 社製の MacBook に統一しており、クリエイター業務で使用するソフトも一通り導入されている。デザイン面もさることながら、機能面としても一定レベルのものがなければクライアントの要望に応えられる商品を納品することが難しいとのこと。

作業内容は高度に見えるが、職業指導員が 1 人 1 人丁寧に教えることで、必ず得意な仕事が見つけられる仕組みとなっている。この日通所していた利用者はペンタブレットを使ってイラストを描いている方もいれば、コーディングによって Web サイトを構築している方もいて様々だった。「最初からパソコン仕事が得意な方はほとんどいないので、訓練を進めていくと得意分野が分かるようになってくる」と法人の就労支援事業部長、林知史氏は語った。

仕事内容は主に「Web サイト制作」「チラシ・パンフレットを始めとした企業向け販促ツール制作」「広告制作（動画・静止画）」となっており、既に京都市内の企業から動画広告の制作依頼がきている。事業所の売上がそのまま利用者の給料へと繋がる為、パソコンを使って高単価な仕事が受注できるような仕組みを構築している。これからの時代で求められる「共生社会」の実現を理念に掲げ、利用者と社会が繋がれるような仕事を生み出すことが彼らの目標である。

災害時、ホテルを避難所に 伊勢市、運営会社と協定　～三重県

三重県の伊勢市は８月３日、同市黒瀬町の「ホテルエリアワン伊勢インター」（旧ホテル羽根伊勢インター）を運営するエリアワンエンタープライズ（大阪市）と、災害時の宿泊施設提供に関する協定を結んだ。災害時、市の要請により、同ホテルを高齢者や・など要配慮者の避難所として提供する。

市役所であった調印式で、鈴木健一市長と同社ホテル事業部新田正司副支配人（63）が協定書を交わした。鈴木市長は「コロナ禍で避難所の見直しを進める中、要配慮者が安心して過ごせる場所は不可欠。協力はありがたい」と述べた。

同ホテルの周辺は、津波や浸水被害が想定される勢田川河口地域。以前から台風時など、自主避難のために宿泊を希望する地域住民を、受け付け時間外でも受け入れてきたという。新田副支配人は「これまでも、市民の皆さんに早めの避難に利用してもらっている。協定締結はありがたいこと。施設を活用していただきたい」と話した。

市が同様の協定を宿泊施設と結ぶのは、６社、８施設となった。

自動運転“車いす”病院で実証実験　～静岡県

医療従事者の負担軽減へ。浜松市の病院で自動運転システムを車いすに応用しようという実証実験が行われた。病院内を患者を乗せて移動する車いす…実は乗っている間、何の操作もいらない自動運転だ。

浜松市リハビリテーション病院で行われたこの実証実験は、介護スタッフの負担軽減や業務の効率化を目的に行われた。車いすはカメラとセンサーでとらえた周囲の状況を、院内の地図情報と照らし合わせて自動走行する仕組み。

この車いすは羽田空港ですでに実用化され、距離がある搭乗口までの移動を手助けしている。実証実験は２週間行われ、現在、導入に向けた課題の検証が行われているほか、エレベーターで別の階にも移動できるよう開発が進められている。

障害者の避難、みんなで訓練　～福井県

福井県永平寺町内の障害がある人と地域住民らが一緒に災害時の行動を考える避難訓練がこのほど、同町石上の「やすらぎの郷」で開かれた。参加者はグループワークの後、車椅子での移動体験などを通して助け合いのポイントを学んだ。

同町と町社会福祉協議会が初めて開いた。ボランティア団体「わらい SHOKUDO」や防災士の会メンバー、減災ナースら約５０人が参加し、誰もが逃げ遅れないために必要な行動を考えた。大雨洪水警報、土砂災害警報が出て、警戒レベル３と想定。８班に分かれハザードマップを囲み、危険箇所や起こる災害を想定した。支援シミュレーションでは、車椅子から段ボールベッドへの移動や視覚障害がある人の案内方法などを学んだ。

わらい SHOKUDO 会長で、車椅子ユーザーの女性は「障害があるから訓練参加は迷惑をかけると考えるのではなく、分かってもらうために自分から行動したい。いざという時、救助者に的確に指示できることが大事」と話している。

社会貢献者表彰　候補者推薦のご案内 ～社会貢献支援団体

社会貢献支援団体では、国の内外を問わず、社会と人間の安寧と幸福のために貢献し、顕著な功績を挙げ、社会的に報われることの少なかった方々を表彰し、そのご功績に報い感謝することを通じてよりよい社会づくりに資することを目的としている。

【対象となる功績】

- 精神的・肉体的な著しい労苦、危険、劣悪な状況に耐え、他に尽くされた功績
- 困難な状況野中で黙々と努力し、社会と人間の安寧、幸福のために尽くされた功績
- 先駆性、独自性、模範生などを備えた活動により、社会に尽くされた功績
- 海の安全や環境保全、山や川などの自然環境や絶滅危惧種などの希少動物の保護に尽くされた功績
- 家庭で実子に限らず多くの子どもを養育されている功績
- その他の功績

【応募方法】

社会貢献支援財団 Web サイトの送信フォームもしくは郵送

【申込締切】2021 年 10 月 31 日（必着）

詳細は、公益財団法人社会貢献支援財団ホームページ参照

https://www.fesco.or.jp/

【お問い合せ先】

公益財団法人 社会貢献支援財団 事業部（池田・飯田）

〒105-0003　東京都港区西新橋 1-18-6　クロスオフィス内幸町 801

e-mail：fesco@fesco.or.jp

TEL：03-3502-0910　FAX：03-3502-7190

事務局より

第１回「あ～と展覧会」2021 作品募集について

応募締切：令和３年９月 15 日（水）

（ホームページ若しくは USB 等メディアでの郵送も可）

詳しくは全肢連ホームページ「響」をご覧下さい。

https://www.zenshiren.or.jp/publics/index/206/

「協和 種を蒔く会」様より 10 万円の寄付

障害児用のオーダーランドセル「ふわりぃオーダーメイド U ランドセル」をはじめ　全肢連の事業に対し、日頃よりご支援をいただいている株式会社協和『協和 種を蒔く会』様より、この度 10 万円のご寄付をいただきました。

協和 種を蒔く会の関係者の皆様のご厚情に心より感謝申し上げます。

〈株式会社協和ホームページ〉

https://fuwarii.com/user_data/u_order